

東大阪市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

「モノづくりのまち」東大阪市として、地場産業等基盤的技術産業を継承発展させるとともに、「まいど一号」に象徴される先端技術や東大阪ブランド製品など付加価値のある商品の開発など、雇用創出につながる新規事業の開拓を積極的に支援してまいります。さらに、大阪府や大阪労働局などとも連携して、雇用・労働施策を強化いたします。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

雇用環境は、以前から中高年齢者等就職困難者に厳しい状況にあります。新規学卒者についても厳しくなりつつあります。本市では、雇用確保と雇用創出に向けて、布施公共職業安定所・大阪府総合労働事務所・東大阪商工会議所などと連携して、就職面接会の開催や人材育成塾の開講など、雇用状況の改善に積極的に取り組んでまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府が積極的に推進してきた就職困難者の就労を支援する地域就労支援事業につきましては、平成20年度より総合相談事業として交付金化されましたが、本市といたしましては、労働相談事業とも連携を深め、中高年齢者・障害者など就職困難者の雇用確保はもとより、若年者等の正規雇用の実現に向け、大阪府・ハローワークなど関係機関と連携して積極的に推進してまいりたいと考えております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

この間、新たに重要な労働関係法令が施行されたので、「市政だより」「労政ニュース」はもとよりホームページなどを通じて積極的に情報提供を行うとともに、パンフレット等についても広く企業等に配布し、その趣旨が職場で徹底されるよう指導してまいります。

(5) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「憲章」及び「行動指針」の趣旨を周知・徹底できるよう、社会的機運の醸成、労働時間等の見直しに向けた取り組みの促進、仕事と家庭の両立支援について、国や大阪府と連携して、本市としても積極的に取り組んでまいります。

1 について独自要請

今年度より導入予定の総合評価入札制度については、公正労働・就労支援・男女平等・環境等の評価項目を重点配分するとともに対象を拡大すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書において定めること。

(回答)

今年度より導入した総合評価入札制度については、技術的評価に加え、障害者等の就労支援・子育て支援・環境ISO認証等の環境問題への取り組みなどを評価項目として配分しております。また、労働者の公正な賃金などの確保を図るため、最低制限価格を設定し労働雇用環境の確保に努めるよう業務担当課に指導しております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市は、基盤的技術産業を中心に多種多様な業種の中小企業が集積し、それらの企業が有機的な分業システムにより柔軟な生産ネットワークを築き上げているところに特徴があり、このようなネットワークの再構築を図るべく、今年度初めて大阪市生野区や東成区と連携して共同受注グ

ループ再構築支援事業に取り組むもので、今後も引き続き域内生産ネットワークの維持に努めてまいりたいと考えております。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本市の企業誘致に係る優遇制度として「東大阪市モノづくり立地促進補助金制度」を平成15年度に創設し、以来、本補助制度に基づく補助対象企業数は順調に推移してきており、また、平成19年11月に本市内の工業地域・工業専用地域を対象に大阪府第二種産業集積促進地域に指定され、現在、本市の優遇制度に加え大阪府の優遇制度の適用を受けることが可能となっております。今後、新規製造業の立地状況等を見ながらより有効な施策についても検討してまいりたいと考えております。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

現在、中小企業への金融施策として、「東大阪市小規模企業融資制度」を実施し、金利面や返済期間等を考慮した融資を行い、利用者の利便性の確保に努めているところです。

今後、さらに利便性を高めるため、融資制度について見直しを検討してまいりたいと考えております。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

本市での公共工事や物品の発注につきましては、市内中小企業の育成を観点に優先的発注を行っており、また、官公需に関する「国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、可能な限り分離分割発注等受注機会の確保に努めております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

国の所管と思われます。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

行財政改革に関してはもとより、本市の将来展望や今後のまちづくりなどを示す「第2次総合計画」を策定しております。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政改革を進めるにあたっては、市民サービスの向上をめざすことが前提であり、市民の安全や安心などを考慮し、情報公開などにより市民の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

本市ではこれまでも、大阪版地方分権推進制度のもと権限委譲を進めてきております。

現在、大阪府と市町村のブロック代表で構成される大阪府・市町村分権協議会においては、本年5月に政府の地方分権改革推進委員会が出した第1次勧告の法制化による権限委譲に先行する形で、権限委譲のさらなる推進をめざしたシステム構築が進められているところです。

なお、本市といたしましても権限委譲や財政的支援に関しては、行政施策の後退を招くことのないよう積極的に働きかけてまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税制に対する要望は、近畿都市税務協議会を通じて国に要望しているところです。

3について独自要請

外郭団体統廃合については(1)(2)を基本に、各団体が果たしてきた役割や実績を検証し、当会と十分協議のうえ、一方的に実施しないこと。

(回答)

平成20年9月に策定した「東大阪市外郭団体統廃合等方針」に沿い、市民サービスの向上をめざしてまいりたいと考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

小児科や夜間救急の診療体制につきましては、八尾市・柏原市を含めた中河内保健医療圏の輪番制医療機関の協力に対応しておりますが、参加医療機関の増加に向けてなお一層関係機関に働きかけてまいります。産科につきましても、診療体制の充実に向けて大阪府等関係機関に働きかけてまいります。

また、東大阪市立総合病院が地域の中核病院として救急医療等を担っていくことは、大きな役割と認識いたしております。

東大阪市立総合病院では開院時より、内科・小児救急を365日・24時間体制で実施してきましたが、小児救急については医師の確保が困難な状況となってきたことから、現在では水曜・金曜・日曜の夜間での週3日の実施体制となっております（内科については365日・24時間体制）。今後も、特に小児科医及び産婦人科医の医師確保については大変厳しい状況となっておりますが、その確保にさらに努力してまいります。また、看護師の確保についてもさらに努力をし、7対1看護に向けて看護師を募集し人員の確保に努めてまいります。さらに、勤務体系については、育児短時間勤務等の制度の活用や潜在看護師の活用といった、円滑な職場復帰への対策などについて検討してまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

研修に関しましては、中核市移行後、毎年福祉サービス従事者に対する感染症予防対策研修を

主催しているほか、本市社会福祉協議会や福祉施設団体等とも連携して資質向上に関する研修を企画・開催しているところです。

指導監査につきましては、社会福祉法をはじめとした関係法令に基づき、所管する社会福祉施設に対して行っております。ご指摘の健康診断をはじめとする項目については、事業者等が行う職員への処遇の観点から、監査項目に含めて実施しております。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスに係る利用者負担については、平成20年7月実施の「更なる軽減策」の水準をベースに平成21年度からの見直しも行われるものと考えております。障害者の自立支援と社会参加促進の観点から、サービスの充実に向けてはケアホームや短期入所事業所の運営を安定させるための助成を行ったり、ヘルパーの人材確保に向けてはガイドヘルパーの養成講座助成事業などを行っているところであり、今後とも利用者が必要なサービスを利用できるよう努力してまいりたいと考えております。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

「精神疾患は誰もがかかり得る病気である」という認識の普及など、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発により、早期発見・早期対応によるこころの健康の保持増進・重症化の防止に努めることが重要であると認識しております。

そのためには、壮年期（働き盛り）に対するメンタルヘルスの働きかけや医療機関を含めた地域におけるシステムの構築など関係機関との連携・協働による多様な取り組みが必要であり、健康日本21東大阪市計画「健康トライ21」や東大阪市こころの健康推進連絡協議会における取り組みや保健センター事業等を通じた地域との協働のより一層の推進を図りたいと考えております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうねからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

待機児童を解消するため、既存園の増改築による定員増や、新園の誘致等の対策を講じております。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

ファミリーサポートセンター事業につきましては、登録会員数の増加に向けた広報活動を進め、さらに市民に事業についての周知を図ってまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

子育て支援のための地域ネットワーク構築をめざし、地域で子育て支援に携わっている団体との連携会議の開催や、子育て支援に関心のある市民への働きかけなどを行ってまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育現場での安定雇用については、公立については担当部局に働きかけてまいります。また民間に対しては、市独自の制度を設け補助を行っております。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

学校における児童の安全確保につきましては、来校者の対応や不審者侵入の未然防止を図るために引き続き小学校の正門に警備員を配置してまいります。

放課後や週末における子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、平成19年度において、市内18小学校を対象に放課後子どもプランの一環として放課後子ども教室推進事業に取り組んでまいりましたが、総合的に本市の子どもたちの居場所づくりのあり方を検証するため一旦事業を終結し、留守家庭児童育成事業及び学校施設等開放事業との整合性を図るなど、基本的な考え方を整理することにより、一定の方針を示していきたいと考えております。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労

働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

少人数学級編制に向けた基準の改善については、これまでも大阪府都市教育長協議会等を通じ国・府に対し要望してきたところであり、今後も大阪府と連携し、35人学級編制の継続に努めてまいりたいと考えております。

また、本市においては、平成14年度より小学校で「ものづくり体験教室」を行っており、今後も市経済部・NPO法人東大阪地域活性化支援機構の協力のもとに子どもたちのものづくりへの関心を高めてまいりたいと考えております。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

子どもに関わるすべての関係機関からなる要保護児童対策地域協議会の活動を中心として、虐待の早期発見と防止に向けた支援体制の充実に努めてまいります。虐待対応にあたっては、早期発見・早期対応を図るために福祉機関との連携強化に努めてまいります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市では、男女共同参画センター・イコーラムにおいてセクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスをはじめ様々な相談に対応する窓口を設置し、市内にある大阪府立女性相談センターや東大阪子ども家庭センターとも連携し対策を図っているところです。また、相談窓口等については、従来より市政だより・ホームページ・リーフレットなどにより周知を図ってきましたが、さらに相談窓口を紹介したカードを市内の行政窓口や医療機関等に置くなどの取り組みをしており、設置場所を増やすなど今後も一層周知に努めてまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計

画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、「男女共同参画推進プランひがしおおさか21」を策定し、その施策の推進を図るため男女共同参画推進本部を設置し、幹事会・実務担当者会議を通じ関係各部局に対し積極的に働きかけております。また、国や府の基本計画との整合性も図り、計画の推進にあたっては、市の男女共同参画の現状や計画推進の状況を検証・評価するための判断基準となる指標項目を検討しているところです。

5について独自要請

労働体験学習（デュアルコース）の導入で多くの市内企業の協力を得て大きな成果を上げている府立布施北高校にデュアル科を設置するよう、市長が先頭に立って橋下知事・大阪府教育委員会に働きかけること。

(回答)

大阪府立布施北高校にデュアル科を設置することについては、機会を捉えて大阪府教育委員会に対し要望してまいりたいと考えております。

夜間中学の「就学援助金」と「補食・給食費」の実施について、大阪府の動向にかかわらず堅持すること。

(回答)

就学援助金については、府下夜間中学設置市の動向等を勘案し、堅持できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

中学校夜間学級の補食給食は、大阪府の補助事業として、これまで無償で提供してまいりました。平成21年度も、これまでと同様の実施ができるよう努めてまいりたいと考えております。

学校の裁量権を拡大するとともに、保護者や地域住民・教職員が協力して、特色ある学校づくり・聞かれた学校を推進すること。また、施設・整備・教材などの予算を増額し、特に小学校への空調機導入を進めること。

(回答)

よりよい学校教育の実現をめざして、今後も保護者・地域と連携し、特色ある学校づくり・聞かれた学校づくりを推進してまいります。

施設・設備・教材等に関わる予算については、今後とも充実が図れるよう努めてまいりたい。また、空調の整備については、平成18年度小学校特別教室に一定の整備を終えたところであり、引き続き課題整理を行い、整備が図れるよう努力してまいりたいと考えております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

都市計画道路の整備は、都市における円滑な交通の確保に寄与することで安全で快適な交通機能を提供するものであり、ひいては環境負荷の低減にもつながる事業です。現在、街路事業につきましては、近鉄奈良線連続立体交差事業及び大阪外環状線鉄道建設事業等の大型プロジェクト事業の関連事業を中心として、6路線2駅前広場の整備を進めております。平成21年度におきましても、引き続きこれらの事業の推進を図ってまいります。

地球温暖化防止対策は、市民・事業者及び行政が協働する組織である東大阪地球温暖化対策地域協議会を中心に取り組んでおります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市では平成17年度に18年度から27年度の10年間を計画期間とした「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、三者(市民・事業者・行政)の協働によるリサイクル率の向上などにより、平成27年度にごみの量を30%減量することをめざしています。そのため、家庭ごみの中で5割以上の容積を占めるプラスチック製包装容器とペットボトルの分別収集を平成22年度までに全市において実施することとし、現在収集地域を拡大しております。

食料廃棄物の削減については、食品リサイクル法に基づき、関係機関と連携し減量の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市におきましては避難場所として、市立小中学校80校を第1次避難所、公立高校・ドリーム21及びリージョンセンター7ヶ所を第2次避難所、また私立高校及び大学を第3次避難所と位置付けております。避難場所への誘導標識の増設、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修については、「地域防災計画」に基づき関係部局において検討を図り、防災体制の整備に努めてまいります。

学校施設の耐震化については、現在災害時の避難所として最大の収容場所となる屋内運動場を優先に進めており、平成22年度にはすべての屋内運動場の耐震化が完了する予定です。一方、膨大な事業量となる校舎の耐震化についても、屋内運動場の耐震化完了後、引き続き整備が図れるよう努めてまいります。

大地震から市民の生命や財産を守るための施策の一環として、平成20年3月には「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、既存建築物の耐震化に取り組んでおります。また、平成19年4月からは、耐震診断補助制度を拡充し木造住宅への補助金の増額を図りました。平成19年度末からは、木造住宅の耐震改修工事にも補助制度を創設しております。今後とも、既存建築物の耐震診断補助制度の拡充に努めてまいります。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

登下校時の子どもの安全確保については、全小学校区で取り組まれている地域・保護者の方による見回り・見守り活動を中心とした「愛ガード運動」の充実に努めてまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地元産農産物を販売する「フレッシュコーナー」の設置を農業協同組合の協力によって進めており、また市内で開催される各種イベントにおいても地元農産物の展示販売を行っております。地産品については市広報により啓発を実施しております。

また、耕作放棄地解消に努め、食糧増産をはじめ緑・農業空間の整備を図り、CO₂の吸収によるヒートアイランド現象抑制をはじめ地球環境の保全に努めたいと考えております。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

法整備に向けて、大阪府・市長会・町村長会によって政府・国会議員に対して法的措置を毎年要望しております。今後とも、機会あるごとに法制度の必要性を訴えてまいります。

啓発事業につきましては、大阪府とも連携し、広域的・継続的な啓発に取り組むことによって、啓発効果が一層高まるものになるように、充実を図ってまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

例年、7月から8月にかけて「平和のつどい」を実施し、戦争に係る遺品の展示・パネル展・市民の平和へのメッセージ・被爆体験の話などを行っております。今後も、この事業を基礎として、平和の大切さ・戦争の悲惨さなどの啓発事業の充実を図ってまいります。